	<b>殿</b> 税務署長 印
平成 年	分所得税の 通知書 加算税の賦課決定
平成年分の所得税について、別表のの新たに納付すっての結果、この通知により減 少 す	とおり、所得税額等の及び加算税の賦課決定をします。 、さ る 税額は、下表のとおりになります。
本 税 の 額 (別表41の C欄の金額)	円 この新たに納付すべき税額は、平成年月日 までに日本銀行(本店、支店、代理店、歳入代理店)、 郵便局又は当税務署へ納付してください。
加 申告加算税 算 (別表44の c 欄の金額) 税	また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
税務署長に対して異議申立て又は国税不原国税局長 国税審判官)に対して審査請求をするこの	通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長首席とができます。
この処分の理由 	

\_国税局の職員の調査に基づいて行いました。 この処分は、 ) 枚のうち ( ) 枚目

延滞税の割合は、年7.3%(表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

(延滯税の割合) (期間(日数))
新たに納付す
べき本税の額 × (注) (対理の翌日から2月を 経過した日以後は14.6% × (知問した日以後は14.6% を 元納の日まで = 延滞税の額

(注) 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。

納期限の翌日から 2 月を経過する日まで・・・・・ 年「7.3%」と「前年の 11 月 30 日の公定歩合 + 4%」 のいずれか低い割合

> 例えば、平成12年11月30日の公定歩合は0.5% ですので平成13年1月1日から同年12月31日 までの割合は4.5%となります。

納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・・・年「14.6%」

本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。

次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務 署におたずねください。

期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)

損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合

期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。